

提供日 2021/12/27
タイトル 薬局の行政処分について
担当 健康福祉部 生活衛生局薬事課
連絡先 薬事企画班
TEL 054-221-2412



1 概要

沼津市内の薬局において、処方箋の交付を受けていない者に対して、処方箋医薬品を販売したこと等が判明した。

東部保健所は、本日（12/27）、当該薬局に対し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）に基づく、業務停止命令及び改善措置命令の行政処分を行った。

2 端緒

処方箋医薬品を服用した患者が、念のため沼津市内の診療所を受診し、当該診療所の医師からの通報を沼津医師会、沼津薬剤師会経由で、東部保健所が探知した。

3 被処分者

開設者氏名	渡辺 忍
薬 局	ペンギン薬局（沼津市今沢508-11）

4 処分内容

業務停止命令	24日間（令和3年12月28日～令和4年1月20日）
改善措置命令	医薬品の購入・販売記録の整備、法令遵守体制の改善等

5 主な違反事実

- (1) 令和2年4月1日から令和3年10月11日までの間に、処方箋の交付を受けていない者5人に対して、処方箋医薬品である抗菌薬、抗不安薬等の10品目を販売又は授与した。（法第49条第1項違反）
- (2) 医薬品の購入・販売の記録を保管していない、所在不明の医薬品がある等、薬局の管理が適切に行われていない。（法第8条第1項、第9条第1項違反）
- (3) 法第69条第2項に基づく報告命令に対して上記(1)の一部を隠蔽し、架空の記録を添付した虚偽の報告を行った。

6 経過

令和3年9月11日（土）	沼津市内の患者に処方箋医薬品を販売
9月13日（月）	患者が沼津市内の診療所を受診
9月14日（火）	東部保健所が探知
12月27日（月）	行政処分

7 対応

- (1) 薬局に対する監視強化（重点項目に位置付ける）
- (2) 政令市保健所への情報提供
- (3) 関係団体を通じた注意喚起

8 その他

現在まで、本件に起因する健康被害は確認されていない。

9 担当保健所・課

東部保健所衛生薬務課（電話番号 055-920-2107）